

発議第1号

令和6年2月22日

一関市議会議長 勝 浦 伸 行 様

提出者 佐 藤 浩

賛成者 千 葉 大 作

小野寺 道 雄

岡 田 もとみ

岩 渕 優

武 田 ユキ子

農地現状変更等に関する調査特別委員会の設置について

一関市議会会議規則第14条第1項の規定により、標記の特別委員会の設置について別紙のとおり提出します。

農地現状変更等に関する調査特別委員会の設置について

次のとおり、農地現状変更等に関する調査特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名 称 農地現状変更等に関する調査特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第 109 条及び委員会条例第 5 条
3. 付議事件名 農地の現状変更等並びに関係交付金等に関する調査
4. 調査期間 調査が終了するまで閉会中も継続して行うことができる
5. 委員の定数 全議員
6. 費用 必要の都度、委員を派遣し費用を弁償する

発委第1号

令和6年3月12日

一関市議会議長 勝 浦 伸 行 様

提出者 議会運営委員会委員長 佐 藤 浩

一関市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

一関市議会会議規則第14条第2項の規定により、標記の議案を別紙のとおり提出します。

一関市議会委員会条例の一部を改正する条例

一関市議会委員会条例（平成17年一関市条例第215号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(公聴会開催の手続き)</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を<u>聞く</u>こととする案件その他必要な事項を公示する。</p> <p>(意見を述べようとする者の申出)</p> <p>第23条 [略]</p> <p>(公述人の決定)</p> <p>第24条 公聴会において意見を<u>聞く</u>こととする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</p> <p>(代理人又は<u>文書</u>による意見の陳述)</p> <p>第27条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は<u>文書</u>で<u>意見を提示することができない。</u>ただし、委員会が特に許可した場合、この限りでない。</p>	<p>(公聴会開催の手続き)</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を<u>聴く</u>こととする案件その他必要な事項を公示する。</p> <p>(意見を述べようとする者の申出)</p> <p>第23条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、前項の規定による申出は、<u>委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第27条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。</u></p> <p>(公述人の決定)</p> <p>第24条 公聴会において意見を<u>聴こう</u>こととする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</p> <p>(代理人又は<u>文書</u>等による意見の陳述)</p> <p>第27条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は<u>文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。</u>ただし、委員会が特に許可した場合、この限りでない。</p>

<p>2 [略]</p> <p>(参考人)</p> <p>第28条 [略]</p> <p>2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>3 参考人については、第25条（公述人の発言）、第26条（委員と公述人の質疑）及び前条（代理人又は文書）による意見の陳述の規定を準用する。</p> <p>(記録)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>2 前項の記録は、議長が保管</p>	<p>2 [略]</p> <p>(参考人)</p> <p>第28条 [略]</p> <p>2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>3 参考人については、第25条（公述人の発言）、第26条（委員と公述人の質疑）及び前条（代理人又は文書）による意見の陳述の規定を準用する。</p> <p>(記録)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>2 前項の記録は、<u>電磁的記録</u>によることができる。この場合における同項の署名については、<u>法第123条第3項の規定を準用する。</u></p> <p>3 前2項の記録は、<u>議長が保管する。</u></p>
<p>2 [略]</p> <p>(参考人)</p> <p>第28条 [略]</p> <p>2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>3 参考人については、第25条（公述人の発言）、第26条（委員と公述人の質疑）及び前条（代理人又は文書）による意見の陳述の規定を準用する。</p> <p>(記録)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>2 前項の記録は、議長が保管</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、<u>当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u>この場合において、同項の規定による署名については、<u>同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。</u></p>	
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p>	

発委第2号

令和6年3月12日

一関市議会議長 勝 浦 伸 行 様

提出者 議会運営委員会委員長 佐 藤 浩

一関市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

一関市議会会議規則第14条第2項の規定により、標記の議案を別紙のとおり提出します。

別紙

一 関市議会会議規則の一部を改正する規則

一 関市議会会議規則（平成17年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p>第1節～第8節 [略]</p> <p>第9節 公聴会、参考人（第78条―第84条）</p> <p>第10節 [略]</p> <p>第2章～第8章 [略]</p> <p>第9章 補則（第167条）</p> <p>附則</p> <p>（会議時間）</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、<u>会議</u>に宣告することにより、<u>会議時間</u>を変更することができる。ただし、出席議員5人以上から異議があるときは、<u>討論</u>を用いないで<u>会議</u>に諮って決める。</p> <p>3 会議の開始は、号鈴で報ずる。</p> <p>（事件の撤回又は訂正及び動議の撤回）</p> <p>第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき、及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、<u>議会の承認を要する</u>。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p>第1節～第8節 [略]</p> <p>第9節 公聴会及び参考人（第78条―第84条）</p> <p>第10節 [略]</p> <p>第2章～第8章 [略]</p> <p>第9章 補則（第166条の2―第167条）</p> <p>附則</p> <p>（会議時間）</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、<u>会議</u>に宣告することにより、<u>会議時間</u>を変更することができる。ただし、出席議員5人以上から異議があるときは、<u>討論</u>を用いないで<u>会議</u>に諮って決める。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、議長は、<u>会議中</u>でない場合であつて<u>緊急を要するとき</u>その他の特に<u>必要がある</u>ときは、<u>会議時間を變更することができる</u>。</p> <p>4 会議の開始は、号鈴で報ずる。</p> <p>（事件の撤回又は訂正及び動議の撤回）</p> <p>第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき、及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、<u>議会の許可を得なければならぬ</u>。ただし、<u>会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければいけない</u>。</p>

<p>2 議員が提出した事件及び動議につき前項の<u>承認</u>を求めようとするときは、提出者から請求しなければならぬ。</p> <p>3 委員会が提出した議案につき第1項の<u>承認</u>を求めようとするときは、委員会の<u>承認</u>を得て委員長から請求しなければならぬ。</p>	<p>2 議員が提出した事件及び動議につき前項の<u>許可</u>を求めようとするときは、提出者から請求しなければならぬ。</p> <p>3 委員会が提出した議案につき第1項の<u>許可</u>を求めようとするときは、委員会の<u>許可</u>を得て委員長から請求しなければならぬ。</p>
<p>(議事日程の作成及び配付)</p> <p>第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及び順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配付する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配付にかえることができる。</p>	<p>(議事日程の作成及び配付)</p> <p>第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及び順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配付する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配付に代えることができる。</p>
<p>(投票)</p> <p>第29条 議員は、<u>職員の点呼に応じて、順次、投票を備付けの投票箱に入する。</u></p>	<p>(投票)</p> <p>第29条 議員は、<u>議長の指示に従って、順次、投票する。</u></p>
<p>(開票及び投票の効力)</p> <p>第31条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。</p>	<p>(開票及び投票の効力)</p> <p>第31条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。</p>
<p>(付託事件を議題とする時期)</p> <p>第38条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を<u>ま</u>って議題とする。</p>	<p>(付託事件を議題とする時期)</p> <p>第38条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を<u>待</u>って議題とする。</p>
<p>(委員会の審査又は調査期限)</p> <p>第44条 [略]</p> <p>2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかつたときは、その事件</p>	<p>(委員会の審査又は調査期限)</p> <p>第44条 [略]</p> <p>2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかつたときは、その事件</p>

は、第38条の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第45条 [略]

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。

(発言の許可等)

第50条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項その他特に議長が許可したときは、議長又は質問席で発言することができる。

2 [略]

(発言の通告をしない者の発言)

第52条 発言の通告をしない者は、通告した者がすべて発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。

2・3 [略]

(発言内容の制限)

第55条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2・3 [略]

(答弁書の配付)

第66条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配付する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配付にかえることができる。

は、第38条の規定にかかわらず、議会において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第45条 [略]

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

(発言の許可等)

第50条 発言は、全て議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項その他特に議長が許可したときは、議長又は質問席で発言することができる。

2 [略]

(発言の通告をしない者の発言)

第52条 発言の通告をしない者は、通告した者が全て発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。

2・3 [略]

(発言内容の制限)

第55条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2・3 [略]

(答弁書の配付)

第66条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配付する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配付に代えることができる。

(表決問題の宣告)

第67条 議長は、表決をとろうとすときは、表決に付する問題を宣告する。

(起立等による表決)

第70条 議長が表決をとろうとすときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならぬ。

3 第1項及び第76条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要と認めるときは、表決の結果を表示するシステム（以下「表決システム」という。）により、表決をとることができる。

4 表決システムにより表決をとるときは、問題を可とする者は表決システムの賛成のボタンを押すものとする。

5 [略]

(投票による表決)

第71条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員5人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 [略]

(簡易表決)

第76条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならぬ。

(表決問題の宣告)

第67条 議長は、表決を採ろうとすときは、表決に付する問題を宣告する。

(起立等による表決)

第70条 議長が表決を採ろうとすときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならぬ。

3 第1項及び第76条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要と認めるときは、表決の結果を表示するシステム（以下「表決システム」という。）により、表決を採ることができる。

4 表決システムにより表決を採るときは、問題を可とする者は表決システムの賛成のボタンを押すものとする。

5 [略]

(投票による表決)

第71条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員5人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 [略]

(簡易表決)

第76条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を採らなければならぬ。

(表決の順序)

第77条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第9節 公聴会、参考人

(公述人の決定)

第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、_____あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 [略]

(会議録の記載事項)

第85条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。

(1)～(15) [略]

(会議録の配付)

第86条 会議録は、議員及び関係者に配付（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合には、電磁的方法による提供を含む。）する。

(表決の順序)

第77条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 修正案が全て 否決されたときは、原案について表決を採る。

第9節 公聴会及び参考人

(公述人の決定)

第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 [略]

(会議録の記載事項)

第85条 会議録に記載する _____ 事項は、次のとおりとする。

(1)～(15) [略]

(会議録の配付)

第86条 会議録は、議員及び関係者に配付する。

(会議録署名議員)

第88条 会議録に署名する議員(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合)は、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員)は、2人以上とし、議長が会議において指名する。

(動議の撤回)

第100条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。

(発言の許可)

第114条 委員は、すべて委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(発言内容の制限)

第116条 発言はすべて、簡明にするものとして、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 [略]

(委員外議員の発言)

第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員

に対して、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その可否を決める。

3 前2項の場合において、条例第14条の2の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。

(会議録署名議員)

第88条 会議録に署名する議員

は、2人以上とし、議長が会議において指名する。

(動議の撤回)

第100条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の許可を得なければならぬ。ただし、会議の議題となる前ににおいては、委員長の許可を得なければならない。

(発言の許可)

第114条 委員は、全て委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(発言内容の制限)

第116条 発言は全て、簡明にするものとして、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 [略]

(委員外議員の発言)

第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員(以下この条において「委員外議員」という。)に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員外議員 から発言の申出があったときは、その可否を決める。

3 前2項の場合において、条例第14条の2の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員 は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。

(答弁書の朗読)

第125条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁し難い場合において答弁書を提出したときは、委員長は、職員をして朗読させる。

(表決問題の宣告)

第128条 委員長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(起立等による表決)

第131条 委員長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が起立者の多少を認定し難いとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

3 第1項及び第137条ただし書の規定にかかわらず、委員長が必要と認めるときは、表決システムにより、表決をとることができる。

4 表決システムにより表決をとるときは、問題を可とする者は表決システムの賛成のボタンを押すものとする。

5 [略]

(投票による表決)

第132条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 [略]

(答弁書の配付)

第125条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁し難い場合において答弁書を提出したときは、委員長は、その写しを委員に配付する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配付に代えることができる。

(表決問題の宣告)

第128条 委員長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(起立等による表決)

第131条 委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が起立者の多少を認定し難いとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

3 第1項及び第137条ただし書の規定にかかわらず、委員長が必要と認めるときは、表決システムにより、表決を採ることができる。

4 表決システムにより表決を採るときは、問題を可とする者は表決システムの賛成のボタンを押すものとする。

5 [略]

(投票による表決)

第132条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 [略]

(簡易表決)

第137条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができ、異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第138条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

(請願書の記載事項等)

第139条 [略]

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならぬ。

3・4 [略]

5 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

(請願の委員会付託)

第141条 [略]

2 [略]

(簡易表決)

第137条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができ、異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第138条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

2 修正案が全て 否決されたときは、原案について表決を採る。

(請願書の記載事項等)

第139条 [略]

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならぬ。

3・4 [略]

5 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

(請願の委員会付託)

第141条 [略]

2 [略]

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合には、2以上の請願が提出されたものとみなす。

(請願の審査報告)

第143条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を出す。議長に報告しなければならぬ。

(1)・(2) [略]

2 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならぬ。

(陳情書の処理)

第145条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

(携帯品)

第152条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、

この限りでない。

(議長の秩序保持権)

第158条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合には、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

(請願の審査報告)

第143条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならぬ。

(1)・(2) [略]

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

3 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならぬ。

(陳情書の処理)

第145条 議長は、陳情書又はこれに類するもので議長が必要であると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。

(携帯品)

第152条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。

(議長の秩序保持権)

第158条 全て規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(電子情報処理組織による通知等)

第166条の2 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第1項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時(第20条、第66条、第86条、第140条第1項及び第141条第1項の規定による議員に対する通知にあっては、当該

ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機(入出力装置を除く。)による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができ措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知(第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による作成等)

第166条の3 この規則の規定(第28条第1項(第74条において準用される場合を含む。))を除く。)において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

別表(第165条関係)

名称	目的	構成員	招集権者
議員全員協議会	一閉市の主要施策等についての説明、協議、報告及び内部案件の調整、協議を行い、議会運営の充実を図る。	議員全員	議長
ICT活用推進プロジェクトチーム	タブレット型端末機の活用及び情報化の推進に係る調査研究を行うこと。	チーム員	座長

別表(第165条関係)

名称	目的	構成員	招集権者
議員全員協議会	一閉市の主要施策等についての説明、協議、報告及び内部案件の調整、協議を行い、議会運営の充実を図る。	議員全員	議長
政策検討会議	常任委員会の所管事務調査に基づき政策提言等又は市政課題について、議員間で情報共有、討議を行う。	議員全員	議長

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。